

# I 福祉のまちづくりについて

---

兵庫県では、平成4年に制定した福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者を含む全ての人がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを総合的に進めています。

本章では、福祉のまちづくり条例や、福祉のまちづくり基本方針の概要など「福祉のまちづくり」について記載しています。

---

# 1 福祉のまちづくりに関する兵庫県の取り組み

兵庫県では、平成4年10月に、全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定するとともに、平成6年に、県、市町、県民及び事業者の具体的な取り組みのあり方について示す指針として「福祉のまちづくり基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、これらに基づき、高齢者や障害者を含むすべての人々がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを総合的に進めています。

条例については、平成8年に、阪神・淡路大震災での教訓及び反省を活かして、県及び市町が、地域社会における県民相互の交流・連帯の促進等を通じて、福祉のまちづくりを積極的に推進することを位置づけるとともに、国による「長寿社会対応住宅設計指針」の策定を受け、住宅について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮すべき基準として住宅整備基準を定め、これに適合させることを県民の努力義務とする改正を行い、あわせて、これらの改正内容を反映させるため、基本方針の改定を行いました。

平成14年には、より身近な施設のバリアフリー化を実現するため、生活に密着した身近な小規模店舗等を対象とした小規模購買施設等整備基準を定め、これに適合させることを施設の所有者の努力義務とするなどの改正を行いました。

平成22年には、①妊婦、乳幼児を同伴する者等に配慮した整備基準の追加など、ユニバーサル社会づくりの視点の明確化、②「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の委任規定を活用した、整備基準への適合義務の実効性の向上、③施設のバリアフリー情報の公表の義務づけ、④施設の整備・運営について、障害者や建築・福祉の専門家が点検・助言する制度の創設など、ハードとソフトの両面からバリアフリー化を促進する改正を行いました。また、これらの改正内容を反映させるとともに、平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、平常時だけでなく災害等の非常時も想定し、安心して生活できる環境を確保するため、基本方針を改定し、障害当事者等利用者の意見を特定施設の整備・運営に反映する先進的な取組などを導入してきました。

平成28年7月には、高齢化の進展や障害者の社会進出の拡大、さらには訪日外国人等の多様な要配慮者の増加といった、福祉のまちづくりを取り巻く状況の変化に的確に対応するため、基本方針を改定しました。

このほか、平成11年に「まちづくり基本条例」、平成14年には「県民の参画と協働の推進に関する条例」を制定し、まちづくりの推進や県民の参画と協働による県行政の推進に関する枠組みが確立したほか、平成17年には、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を策定、平成30年には、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」を制定し、まちづくりの分野のみならず、「ひと」、「もの」、「情報」、「まち」、「参加」の5つの基本目標ごとに取り組みの方向を示し、ユニバーサル社会づくりを総合的に進めています。

## (条例等改正年表)

	兵庫県	国
	条例、規則等	法令等
S57		「障害者対策に関する長期計画」策定
S62	長寿社会政策大綱「人生80年いきいきプラン」策定	「障害者対策に関する長期計画後期重点施策」策定
H1	「すこやかな社会づくりのためのまちづくり整備指針」策定	
H2	「建築基準条例」改正 …高齢者、障害者等が利用する特殊建築物に安全措置を講ずることを努力義務化	
H4	「福祉のまちづくり条例」制定	
H5	「福祉のまちづくり重点地区整備方針」策定	
H6	「福祉のまちづくり基本方針」策定	「ハートビル法」制定
H7	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第1次） …ハートビル法の施行に対応	「長寿社会対応住宅設計指針」策定
H8	・「福祉のまちづくり条例」改正（第1次） …住宅整備基準を追加 ・「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第2次） …特定施設整備基準を強化・住宅整備基準を追加 ・「福祉のまちづくり基本方針」改定	
H11	「まちづくり基本条例」制定	
H12		「交通バリアフリー法」制定
H14	・「福祉のまちづくり条例」改正（第2次） …小規模購買施設等整備基準を追加 ・「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第3次） …特定施設整備基準を強化・小規模購買施設等整備基準を追加・交通バリアフリー法に対応 ・「県民の参画と協働の推進に関する条例」制定	「ハートビル法」改正
H15	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第4次） …独立行政法人対応	
H16	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第5次） …独立行政法人対応	
H17	・「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第6次） …自動回転扉に関する基準を追加、歩道に関する基準を追加 オストメイトが利用できる便房に関する基準を追加 日本道路公団等民営化関係法の施行に対応 ・「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」策定	・「障害者自立支援法」制定 ・「ユニバーサルデザイン政策大綱」策定
H18	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第7次） …介護保険法の改正に対応、障害者自立支援法の施行に対応	「バリアフリー法」制定
H19	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第8次） …郵政民営化法等の施行に対応	
H20	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第9次） …車いすで利用できる便房の表示の統一化・障害者が利用できる駐車区画の明確化 商工組合中央金庫法その他の政策金融改革関係各法の施行に対応	
H22	「福祉のまちづくり条例」改正（第3次） …「高齢者等」の定義拡充（ユニバーサル社会づくりの視点の明確化） バリアフリー法の委任規定の追加（整備基準の実効性の向上） バリアフリー情報の公表を義務化 県民の参画と協働による福祉のまちづくりを追加	
H23	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第10次） …特定施設整備基準の強化その他第3次条例改正に対応	「障害者基本法」改正
H24	「福祉のまちづくり基本方針」改定 「福祉のまちづくり条例施行規則」改正（第11次） …地域主権改革一括法の制定によるバリアフリー法の改正に伴う公共施設整備基準の見直し	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権改革一括法）の制定
H25		「障害者総合支援法」制定 「障害者差別解消法」制定
H28	「福祉のまちづくり基本方針」改定	
H29	「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」制定 「福祉のまちづくり条例」改正（第4次） …ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例との調和	
H30		「バリアフリー法」改正

## 2 福祉のまちづくり条例の概要

「福祉のまちづくり条例」の構成は、以下のようになっています。条例では、社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、購買施設、共同住宅等の特定施設に対する整備基準の実効性を高めるため、バリアフリー法に基づき、建築基準法の建築確認制度と連動した審査・検査の仕組みを取り入れており、関係条項を第3章第1節で規定しています。また、第3章の2では、利用者の意見を尊重した特定施設の整備・運営を進めるため、特定施設の整備・運営について点検・助言を行う「福祉のまちづくりアドバイザー」や県民の参画と協働により高齢者等が利用しやすい整備が行われている特定施設として「県民参加型特定施設」を規定しています。

<p><b>第1章 総則</b></p>	<p>定義、責務等</p>
<p><b>第2章 基本方針等</b></p>	<p>福祉のまちづくり基本方針等</p>
<p><b>第3章第1節 特定施設</b>  (多数の者が利用する施設)  新築等される特定施設  義務規定 〈指導・助言、勧告・公表〉</p>	<p>〈対象施設〉 ・ 駅舎 ・ 地下街 ・ 道路 ・ 公園等</p> <p>〈手続〉 ○条例に基づく届出・検査 ○知事の指導・助言、勧告・公表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p align="center"><b>特別特定建築物等に係る基準適合義務 (バリアフリー法の委任規定)</b></p> </div> <p>〈対象施設〉 ・ 社会福祉施設 ・ 医療施設 ・ 教育文化施設 ・ 官公庁施設 ・ 100㎡以上の店舗等 ・ 21戸以上の共同住宅 ・ 3000㎡以上の事務所・工場 等</p> <p>〈手続〉 ○建築基準法に基づく建築確認・検査 (条例に基づく届出は不要) ○バリアフリー法に基づく所管行政庁の指導・助言、命令・罰則</p>
<p><b>既存の特定施設</b>  努力規定 〈指導・助言・要請〉</p>	<p>〈対象施設〉 ・ 同上</p> <p>〈手続〉 ○手続なし(整備基準のみ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>〈バリアフリー情報の公表〉……義務規定 ○特定用途かつ一定規模以上の特定施設の所有者・管理者による、当該施設の整備状況に関する情報のインターネット等での公開</p> </div>
<p><b>第3章第1節の2 小規模購買施設等</b>  努力規定 〈指導・助言・要請〉</p>	<p>〈対象施設〉 ・ 100㎡未満の店舗等</p> <p>〈手続〉 ○条例に基づく届出(検査なし)</p>
<p><b>第3章第2節 公共車両</b>  努力規定 〈指導・助言〉</p>	<p>〈対象施設〉 ・ 公共車両</p> <p>〈手続〉 ○手続なし</p>
<p><b>第3章第3節 住宅</b>  努力規定 〈指導・助言〉</p>	<p>〈対象施設〉 ・ 住宅</p> <p>〈手続〉 ○共同住宅(21戸以上)の届出(検査なし) ○その他 : 手続なし(整備基準のみ)</p>
<p><b>第3章の2 県民の参画と協働による福祉のまちづくり</b></p>	<p>○特定施設の所有者等による利用者の意見を尊重した特定施設の整備・運営と整備・運営に関する情報の公表……努力規定 ○特定施設の整備・運営について点検・助言を行う「福祉のまちづくりアドバイザー」の登録とあっせん ○県民の参画と協働により高齢者等が利用しやすい整備・運営が行われている特定施設を「県民参加型特定施設」として認定</p>

### 3 福祉のまちづくり基本方針の概要

#### (1) 福祉のまちづくり基本方針とは

「福祉のまちづくり基本方針」は、すべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築に向け、条例に基づき福祉のまちづくりを総合的に推進するため、県、市町、県民及び事業者の具体的な取り組みのあり方を示す指針です。

現行の基本方針は、平成 28 年 7 月に改定され、平成 32 年度を目標年次として福祉のまちづくりに関する取り組みを進めています。

#### (2) 福祉のまちづくりの理念

急速な高齢化や障害者の社会進出の進展等に対応し、ユニバーサル社会づくりの視点のもとに、福祉のまちづくりを実現するため、以下を福祉のまちづくりの理念としています。

「高齢者、障害者、妊婦、乳幼児をはじめとするすべての人々が、いつでもいきいきと生活し、能力を発揮して活動できる安全・安心で快適なまちづくり」

#### (3) 福祉のまちづくりの基本的方向

福祉のまちづくりの理念のもと、以下の基本的方向に沿って施策を推進します。

##### ①人、場所、時に応じた取組の推進

誰もが同じ地域社会で生活する者として主体的に生き社会の支え手となるユニバーサル社会づくりの観点から、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人等（以下、「高齢者、障害者等」という。）のすべての人々を対象に取り組みを進めます。

また、誰もが安心して生活し、活動できる社会を実現するため、平常時だけでなく自然災害等の非常時も想定し、自宅や街なかはもちろん、どこへでも安全かつ快適に移動できるよう配慮し、ハードとソフトの一体的な整備を進めていきます。

##### ②利用者が主体的にまちづくりに関わり、スパイラルアップを推進

ユニバーサル社会の推進のため、高齢者、障害者をはじめ、妊婦、乳幼児連れの方、外国人等様々な状態の方を想定し、それぞれの特性に応じた福祉のまちづくりを進めていきます。

利用者が主体的にまちづくりに関わり、質の向上を図れるよう、内容の充実（スパイラルアップ）を段階的かつ継続的に進めていきます。

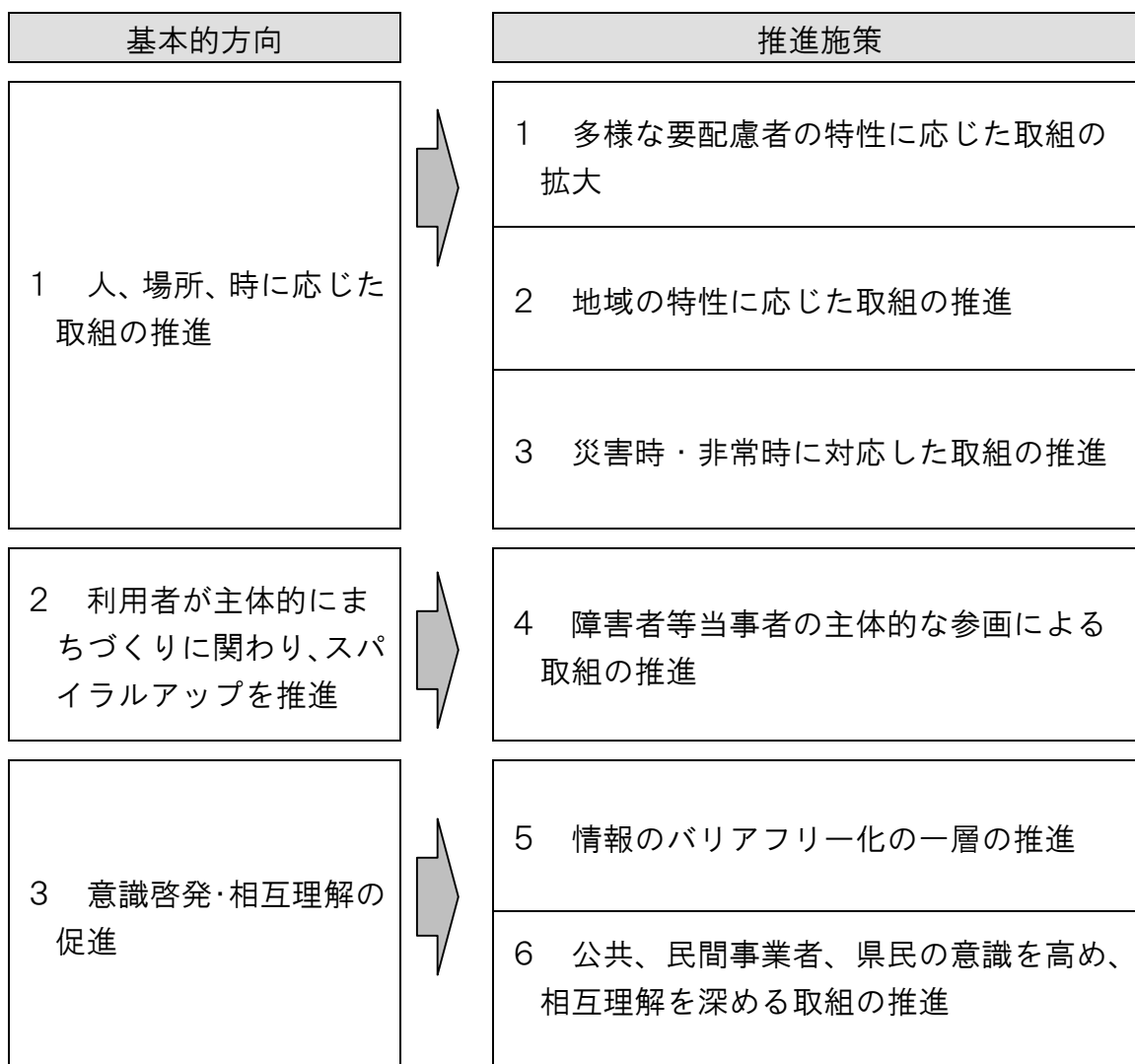
##### ③意識啓発・相互理解の促進

まちづくりのあらゆる場面で福祉のまちづくりの観点から取組が展開されるよう、様々な人の立場や、異なる文化を理解することにより人々の多様性を理解し、人を思いやる心を育むなど、福祉のまちづくりへの理解を深めます。

また、福祉のまちづくりの考え方をさらに浸透させ、取組を協働で進めるため、福祉のまちづくりの担い手を育成し、県民、地域団体、NPO等社会の様々な人々との連携を図ることで、福祉のまちづくりを総合的に進めていきます。

#### (4) 福祉のまちづくりの推進施策

基本方針において、福祉のまちづくりの課題に対応し、基本的方向に沿った施策として、以下の取り組みを掲げています。





## コラム 「目指すべきユニバーサル社会」とは



年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず  
だれもが地域社会の一員として支え合うなかで  
安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

### ～めざすべき社会像～

21世紀の成熟社会を真に豊かな社会とするため、「ユニバーサル社会」の社会像をすべての人が共有できるものとして次のように描き、その実現を目指します。

一人の人間として尊重され、社会的な営みに参加することで生きがいを感じる…。当たり前のことといわれるかもしれませんが、兵庫県は、このことを、年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、すべての人が実感できる社会を実現したいと考えます。

そして、人の役に立つこと、人の支えになることで、人は自らを誇りに思うものです。すべての人が、持てる力を存分に発揮して、自分の存在を誇らしく感じることのできる社会こそ、県が目指す社会です。

### ～兵庫でユニバーサル社会づくりを進めることの意義

#### —阪神・淡路大震災の教訓と「支え合う」文化の継承～

平成7年の阪神・淡路大震災で、避難施設の段差解消や、視聴覚に障害のある人、外国人県民への情報伝達が不十分であったこと、人間関係の薄い地域では安否確認が遅れたことなどを忘れてはなりません。

その一方で、ボランティアや、NPO、まちづくり協議会など、県民の主体的な参画と協働による地域づくり活動が各地に広がりました。

これらの教訓を今後のまちづくりや社会づくりに生かしていくとともに、震災復興の中で培った「痛みを分かち合い、支え合う」文化を継承し、根付かせていきたいと考えます。

### ～ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針～

兵庫県では、ユニバーサル社会を実現するため、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を定めています。

- ① 支え合いながら共に生きる考え方の重視
- ② 横につながる「連帯」の重視
- ③ ユニバーサルデザインの考え方の活用
- ④ 情報通信技術の活用

の4つの基本視点に留意しつつ、「ひと」「もの」「情報」「まち」「参加」の5つの基本目標ごとに、各主体が共通に行うべき取り組みの基本方向と、具体的な取り組み例を示しています。

